

# 「UCOM 光電話」サービス利用規約

平成24年3月23日版

株式会社UCOM

## 第1章 総則

### (規約の適用)

- 第1条** 「UCOM 光電話」サービス利用規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社 UCOM(以下「当社」といいます。)が直加入サービス契約約款第5条に規定するIP電話サービスとして提供する「UCOM 光電話」サービス(以下「本サービス」といいます。)の利用に関し適用されるものとします。
- 2 本サービスに関し、本規約に定める内容と当社が別途定める個別規定に定める内容が異なる場合には、本規約に定める内容が優先して適用されるものとします。
- 3 第3条(用語の定義)に定める対象インターネット接続サービスの(エ)に該当する提供形態に関しては、当社が指定する電気通信事業者が、当社の代理人として、本サービスの申し込みの受付、料金の回収、当社が指定する電気通信事業者の管理する区間の保守、サポート等の業務を行うこととします。

### (規約の変更)

- 第2条** 当社は、当社所定の方法で会員に通知することにより本規約を変更できるものとします。

### (用語の定義)

- 第3条** 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 光アクセスネットワーク	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれらと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします。)
2 対象インターネット接続サービス	当社の光アクセスネットワークを用いて提供されるインターネット接続サービスのうち下記のもの (ア) spaaqs 光(当社が提供するインターネット接続サービス) (イ) UCOM光 マンション全戸一括タイプ(当社が提供するインターネット接続サービス) (ウ) Qit 光(当社が提供するインターネット接続サービス) (エ) 当社が指定する協定事業者が提供するインターネット接続サービス (オ) jasper-net(当社が提供するインターネット接続サービス)
3 会員	対象インターネット接続サービスの会員契約を締結している者
4 利用者	本サービスを利用する者
5 利用者設備	利用者が設置する通信機器であり、音声通話等に係る設備
6 専用アダプタ	当社が定める本サービスの利用に要する設備であって、電話機を最大2台まで接続することができるもの
7 番号ポータビリティ	NTT東西で発行された固定電話の電話番号を、本サービスでそのまま引き継いで利用できるようにするサービス

## 第2章 サービス

### (サービスの対象)

**第4条** 当社は、当社の光アクセスネットワークを利用して、「対象インターネット接続サービス」の会員に対して本サービスを提供します。ただし、当社が本サービスの提供が可能と判断した会員に限ります。

### (提供区域)

**第5条** 本サービスは、当社が定める提供区域において提供します。

### (サービスの種類)

**第6条** 当社は、本サービスにおいて次の種類の音声通信サービスを提供するものとします。

種類	内容
国内固定電話着信通信	対象インターネット接続サービス用通信回線から発信し、本邦内に終端する通信であって、携帯電話通信およびPHS通信以外のもの
携帯電話着信通信	対象インターネット接続サービス用通信回線から発信し、携帯電話設備(電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備をいいます。)との間で行われる通信
PHS着信通信	対象インターネット接続サービス用通信回線から発信し、PHS設備(電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備をいいます。)との間で行われる通信
国際通信	対象インターネット接続サービス用通信回線から発信し、本邦と外国(インマルサットシステムに係る地球移動局(海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局および可搬型地球局をいいます。以下同じとします。))を含みます。)との間で行われる通信
電話番号案内	交換台が利用者から申し出た氏名・企業名及び住所から電話番号を案内するサービス

### (通話の発信)

**第7条** 本サービスを利用しようとする会員は、次に定める場合においては、本サービスで発信ができないことをあらかじめ承諾していただくものとします。

- (1) 電気通信番号規則第11条に規定する緊急通報(110、118、119)、天気予報(177)、及び番号案内(104)を除く、3桁番号のサービスを利用する場合。
- (2) 【別紙4】発信不可番号に記載の0570、0990等の高度電話サービスを利用する場合。
- (3) その他当社が定める通信。

### (電話番号の発行)

**第8条** 当社は、利用者ごとに電話番号を発行します。ただし番号ポータビリティを利用する場合はこの限りではありません。

- 2 当社は、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、前項の規定により発行した電話番号を変更することがあります。
- 3 当社は、前項の規定により電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを利用者に通知します。

#### (番号ポータビリティ)

**第9条** 本サービスは、現在お使いの固定電話の電話番号を、そのまま引き継いで利用できる、番号ポータビリティに対応しています。

- 2 NTT東日本・西日本以外の通信事業者(NTTひかり電話含む)から新規で取得した電話番号は、番号ポータビリティできません。
- 3 その他番号ポータビリティに関しては、【別紙2】番号ポータビリティについて記載の条項に準ずるものとします。

#### (専用アダプタのレンタル)

**第10条** 当社は、専用アダプタをレンタルします。

- 2 利用者は、同一の対象インターネット接続サービス用通信回線において、専用アダプタと本サービス以外のIP電話サービス用アダプタを同時に利用することはできません。
- 3 専用アダプタの接続設定および利用者設備との接続については、利用者において行うものとします。
- 4 当社は、レンタルに係る専用アダプタが故障等により利用できない状態が生じた場合には、当該専用アダプタを他の専用アダプタと交換します。
- 5 レンタルに係る専用アダプタの故障または廃止等に伴い、専用アダプタの復旧を要するときは、利用者による復旧に係る費用相当額を負担していただきます。  
ただし、利用者の責めによらない理由により専用アダプタの復旧を要する場合には、この限りではありません。
- 6 専用アダプタの接続設定および利用者設備との接続については、一部の利用者設備においてその接続に係る動作を保証しません。
- 7 専用アダプタは、利用申込を申請した場所以外に設置した場合には、使用できません。

#### (専用アダプタおよび電話番号利用の数の上限)

**第11条** 利用者ごとに利用することができる専用アダプタおよび電話番号の数の上限は、下表のとおりとします。

専用アダプタの数の上限	1台
電話番号の数の上限	1個

#### (緊急通報)

**第12条** 緊急機関(警察、海上保安、消防)に対して緊急通報を行った場合は、当社の義務として下記の内容を実施します。

- (1) 利用者の氏名、電話番号、住所を通知します。
- (2) 緊急通報実施後、約30秒間は、緊急機関との通信以外で本サービスの利用はできません。
- (3) 緊急通報実施後30秒以内に、緊急機関から折り返しの電話がかかります。

(4) 緊急機関への通話に対する料金は発生しません。

#### (FAX通信及びデータ通信)

**第13条** 本サービスは音声通話のサービス提供であり、FAX通信に対しては、一部のFAX機器に対して正常に通信できない可能性がありますので、ご注意ください。

(上記によりFAX通信できない場合、当社では保障していません。)

また、本サービスを利用した銀行やカード決済で使用するカード認証端末等のデータ通信に対しても、当社では保障していません。

### 第3章 利用手続

#### (申し込みの方法)

**第14条** 本サービスの申し込みは、本規約を承諾の上当社所定の方法により行うものとします。

#### (申し込みの承諾)

**第15条** 当社は、本サービスの申し込みがあった場合は、受け付けた順序に従って承諾し、当該申し込みを承諾するときは、当社所定の方法により会員に通知します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

#### (利用場所変更連絡の義務)

**第16条** 本サービスの利用場所の変更を行う場合は、事前に当社に対して連絡を行う必要があります。当社への連絡無く、利用場所を変更し本サービスを利用していることが判明した場合は、当社の判断により利用停止または廃止させていただく場合があります。

#### (利用者が行う本サービスの廃止)

**第17条** 当社は、利用者またはこれに準ずる者(以下「利用者等」といいます。)が本サービスの利用を廃止しようとするときは、当社所定の方法により当社に通知していただきます。

ただし、本サービスの提供開始日以降に本サービスの利用を廃止しようとする場合は、次の各号に定める日までに当社への通知を要します。

(1) 本サービスの利用を廃止しようとする日の属する月の20日までに、当社所定の方法により当社に通知していただきます。

尚、記載内容に不備がなく毎月20日までの消印で当社に通知があったものについては当該通知のあった月の末日に、また毎月の21日から末日までの消印で当社に通知があったものについては当該通知のあった月の翌月の末日に本サービスの利用廃止があったものとします。

2 利用者は、前項の廃止をしようとするときは、第10条(専用アダプタのレンタル)に規定するレンタルに係る専用アダプタについては、前項に規定する廃止の通知と併せて専用アダプタの返還をしていただきます。

3 前項の場合において、利用者が専用アダプタの返還を行わないと当社が判断した場合は、利用者は、【別紙1】料金表に規定する料金の支払いを要します。

#### (当社が行う本サービスの廃止)

**第18条** 当社は、利用者等に専用アダプタの引渡しを行えない場合において、次のいずれかに該当するときは、本サービスを廃止します。

- (1) 当社が定める期間、利用者等と連絡をとることができないとき。
  - (2) 利用者等が専用アダプタの受け取りを怠り、または拒んだとき。
  - (3) その他の理由により利用者等が専用アダプタを受け取ることができないとき。
- 2 前項の場合において、利用者は、当社が専用アダプタを引渡す行為を行った日から本サービスの廃止があった日までの期間について、本サービスに係る料金およびその引渡し行為に要した料金の支払いを要します。
- 3 当社は、前項の規定により、本サービスを廃止するときは、あらかじめそのことを当社所定の方法によりその利用者へ通知します。

#### (利用開始日と最低利用期間)

**第19条** 本サービスの利用開始日は、当社が第15条(申し込みの承諾)にて承諾した本サービス及び当社指定の付加サービスの提供開始日とします。

- 2 本サービスの最低利用期間は、本サービス及び当社指定の付加サービスの利用開始日の属する月の翌月から起算して、6ヶ月とします。但し、別途最低利用期間を規定する場合(キャンペーンを含むが、これに限らない)は、この限りではありません。
- 3 本サービスの最低利用期間は、別段の定めのない限り、対象インターネット接続サービスの最低利用期間に左右されません。

## 第4章 付加サービス

#### (着信番号表示)

**第20条** 利用者が着信したとき、発信者の番号を電気通信設備へ表示します。ただし、電気通信設備に着信番号表示機能を具備している必要があります。ただし、次の発信者による通信についてはこの限りではありません。

- (1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信。

#### (発信電話番号通知)

**第21条** 利用者が発信したとき、利用者の電話番号を通信相手先の電気通信設備へ通知します。ただし、次の発信者による通信についてはこの限りではありません。

- (1) 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信。
- (2) 発信電話番号非通知の設定を行っている回線から行う通信。(通話の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信は通知します。)
- (3) その他当社が定める通信。

#### (キャッチ通話)

**第22条** 利用者が通話中に、第三者から新たに電話着信したとき、利用者に対して新規着信があることを音で知らせます。利用者は電話受話器のフックを押下することで、通話相手を切り替えて通話することができます。通話待機中の端末に対しては、保留音を流します。

#### (キャッチ通話 番号表示)

**第23条** 利用者が第22条(キャッチ通話)サービスを利用している状態で、キャッチ通話を受信すると、相手発信者の番号を表示することができます。

#### (サービス内容の変更)

**第24条** 当社は本サービスを利用する利用者の要望により、サービス設定の変更要請を受け、その設定変更を行います。サービス設定変更を行う場合は、第29条(料金の支払い義務)に規定されている、変更料が別途発生します。

2 当社は、前項のサービス設定変更を行ったときは第15条(申し込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### (電子媒体による通信明細の閲覧)

**第25条** 当社は、利用者に係る通信料金について、通信料金データ蓄積装置(通信料金情報を蓄積するための電気通信設備をいいます。以下同じとします。)に登録した電子データにより、通信料金情報を閲覧に供する(以下「電子媒体による通信明細の閲覧」といいます。)取り扱いを行います。

2 当社は、1の利用者ごとに電子媒体により通信明細を閲覧に供します。

3 通信料金データ蓄積装置に登録される通信料金情報は、閲覧に供する月の前3ヶ月までの通信料金の額とします。

4 当社は、利用者からこの取り扱いを廃止する申出があった場合には、この取り扱いを廃止します。

## 第5章 利用中止および利用停止

#### (利用中止)

**第26条** 当社は、次の場合には本サービスの利用を中止することがあります。

(1) 対象インターネット接続サービスの利用中止が行われたとき。

(2) 本サービスを利用して特定の対象インターネット接続サービス用通信回線から、多数の不完了呼(相手方の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。)を発生させたことにより、現に通信が輻輳し、または輻輳する恐れがあると当社が判断したとき。

(3) 利用者が利用料を支払期日までに支払わない場合で、当社が利用者に対して利用中止と判断した場合。

2 当社は、前項の規定により、本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを利用者に通じます。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### (利用停止)

**第27条** 当社は、利用者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 対象インターネット接続サービスの利用停止が行われたとき。
  - (2) 第37条(利用者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
  - (3) 利用者が利用料を支払期日までに支払わないとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を当社所定の方法により利用者に通知します。ただし、前項第2号により利用停止を行う場合であって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第6章 料金等

### (料金)

**第28条** 当社が提供する本サービスの料金は、基本利用料、専用アダプタレンタル料、付加サービス利用料、一時金、従量料金額およびユニバーサルサービス料とし、【別紙1】料金表に定めるところによります。

### (料金の支払い義務)

- 第29条** 利用者は、本サービスに係る基本利用料、専用アダプタレンタル料、付加サービス利用料、一時金、従量料金額およびユニバーサルサービス料について、【別紙1】料金表に規定する料金の支払いを要します。
- 2 利用者が本規約に定めるサービス以外のサービスを利用した場合は、利用者は、前項に定める料金の他、当社が別途定める料金の支払いを要する場合があります。
  - 3 利用者は、最低利用期間内に本サービス契約の解除及び変更があった場合、解除及び変更があった日の属する月から最低利用期間完了月までの残余の期間に対応する基本利用料及び当社指定の付加サービス利用料の額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。
  - 4 利用者は利用料金を支払期日までに支払わない場合、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

### (基本利用料、付加サービス利用料、専用アダプタレンタル料およびユニバーサルサービス料の計算方法)

- 第30条** 当社は、本サービスに係る基本利用料、付加サービス利用料、専用アダプタレンタル料およびユニバーサルサービス料は、暦月に従って計算します。
- 2 当社は、本サービスに係る基本利用料、付加サービス利用料、専用アダプタレンタル料およびユニバーサルサービス料を日割しません。ただし、第35条(損害賠償)の規定に該当するときは基本利用料をその利用日数に応じて日割します。
  - 3 当社は、本サービスに係る基本利用料、付加サービス利用料については、本サービス及び当社指定の付加サービスの利用開始日の属する月の翌月の初日から起算して電話番号の利用の廃止があった日の属する月までの期間(提供を開始した日の属する月と廃止があった日の属する月が同一の月

である場合は、その月)について適用します。

- 4 当社は、本サービスに係る専用アダプタレンタル料については、レンタルを開始した日の属する月の翌月の初日から起算してレンタルの廃止があった日の属する月までの期間(提供を開始した日の属する月と廃止があった日の属する月が同一の月である場合は、その月)について適用します。
- 5 当社は、本サービスに係るユニバーサルサービス料については、電話番号の利用を開始した日の属する月の翌月の初日から起算して電話番号の利用の廃止があった日の属する月の前月までの期間について適用します。
- 6 基本利用料、付加サービス利用料、専用アダプタレンタル料は、起算した月の翌月にて請求します。
- 7 ユニバーサル料は、ご利用月の翌々月請求となります。
- 8 前2項の規定にかかわらず、対象インターネット接続サービスと一括して請求する場合、各料金の請求時期は各対象インターネット接続サービスの請求時期に準じます。

### (従量料金額の計算方法)

**第31条** 通信時間の測定等は、次のとおりとします。

- (1) 通信時間は、対象インターネット接続サービス用通信回線とその他の電気通信回線を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者または着信者による送受信器をかける等の通信終了の信号を受けて、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。
- (2) 回線の故障等通信を発信者または着信者の責任によらない理由により、通信を行うことができなかったと当社が認めた時間は、前号の通信時間には含みません。
- 2 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金は、次のとおりとします。
  - (1) 過去1年間の実績を把握することができる場合  
機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日(初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日)の属する月の前12ヶ月の各月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。
  - (2) 前号以外の場合  
把握可能な実績に基づき、前号に準じて算出した額。
- 3 当社は、利用者に係る通信料金について、通信料金データ蓄積装置(通信料金情報を蓄積するための電気通信設備をいいます。)に登録した電子データにより、通信料金情報を通知します。
- 4 従量料金は、ご利用月の翌々月請求となります。
- 5 前項の規定にかかわらず、対象インターネット接続サービスと一括して請求する場合、従量料金の請求時期は、各対象インターネット接続サービスの請求時期に準じます。

### (端数処理)

**第32条** 当社は、料金の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。ただし、【別紙1】料金表第6(従量料金額)に定める料金については暦月ごとおよび通信の区分ごとに定める額、ユニバーサルサービス料については暦月ごとに定める額を計算し、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合に限り、その端数を切り捨てます。

#### (消費税相当額の加算)

**第33条** 本規約の規定により料金その他の債務の支払いを要するものとされている額は、消費税を加算した額とし、【別紙1】料金表に定める額とします。ただし、【別紙1】料金表第6に規定する従量料金額のうち、国際通信に係るものについては、この限りではありません。

#### (減免)

**第34条** 次の通信においては、第29条(料金の支払い義務)の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。

- (1) 電気通信番号規制第11条に規定する緊急通報(110,118,119)に関する電気通信番号をダイヤルして行う通信。
- (2) 電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のため当社が設置する電気通信設備等であって、当社が指定したものへの通信。

## 第7章 損害賠償

#### (損害賠償)

**第35条** 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社または当社に電気通信サービスを提供している電気通信事業者の責めに帰すべき理由により、本サービスの提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。)にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する次の料金額の合計額を発生した損害とみなし、その額を上限として利用者の料金減額請求に応じます。

- (1) 基本利用料
  - (2) 【別紙1】料金表第6に規定する従量料金額(本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する月の前6ヶ月の1日当たりの平均の利用料金(前6ヶ月の実績を把握することが困難な場合には、本サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用料金とします。)により算出します。)
- 2 当社に電気通信サービスを提供している電気通信事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、当社は、その電気通信事業者から受領する損害賠償額を全ての利用者の損害賠償の合計額の上限として、その料金減額請求に応じます。
  - 3 天災、事変その他の不可抗力により、当社が本サービスを提供できなかったときは、当社は、その損害について一切の責任を負わないものとします。
  - 4 前3項の規定にかかわらず、損害賠償の取り扱いについて、【別紙1】料金表および当社が別途定める個別規定に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。
  - 5 前4項の規定に基づき行う賠償は、本サービスの復旧から3ヶ月以内に利用者からの請求があった場合に限り行います。

### (免責)

**第36条** 当社は、本規約の変更により利用者設備の改造または変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

2 当社は、利用者が本サービスを利用することにより他人との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。

## 第8章 雑 則

### (利用者の義務)

**第37条** 利用者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 本サービスの利用にあたって、コールバックサービス(本邦から発信する国際通信(【別紙1】料金表に規定する国際通信をいいます。))を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)のうち、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる下表の方式のものを利用し、または他人に利用させないこと。

方式	概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して通信の要求が行われ、利用者がコールバックサービスの利用を行う場合のみ、それに対応することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサーサプレッション方式	その提供に際して、当社が国際通信に係る通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑制されることとなるコールバックサービスの方式

- (2) 本サービスの利用にあたって、故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信の輻輳を生じさせる恐れがある行為を行わないこと。

2 レンタルに係る専用アダプタを利用する利用者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 専用アダプタを善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (2) 専用アダプタを変更し、分解または損壊しないこと。
- (3) 専用アダプタを本来の用途以外の用途に使用しないこと。
- (4) 専用アダプタを転貸、譲渡、質入れ等しないこと。

### (利用の制限)

**第38条** 国際通信の取り扱いについては、外国の法令および外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

### (合意管轄)

**第39条** 当社は、利用者と当社の間で本規約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の裁判所とします。

### (閲覧)

第40条 本規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(その他)

第41条 解約等によりレンタルに関わる専用アダプタ返却の際に、レンタル品が解約日から1ヶ月経過しても返却がない場合は、当社から返却の督促状を送付します。

2 レンタル品以外のものが送られてきた場合、3ヶ月保管して、その間に連絡がない場合処分します。また、当社はこれに関わる損害、費用等の負担は、一切の責任を負わないものとします。

附則

(実施日)

1 この改正規約は、平成24年3月1日から有効となります。

(対象インターネット接続サービスの追加)

2 第3条の”対象インターネット接続サービス”の(オ)に関しては平成24年3月1日から提供開始となります。

(実施日)

1 この改正規約は、平成24年3月23日から有効となります。

(通話対地国の追加)

2 従量料金額(料金表第6)の“5 国際通信に係るもの(非課税)”に“南スーダン共和国”、“シント・マルテン”を追加しました。

改版履歴(平成24年3月1日以前)

日付	内容
2009.11.6	第19条2項 修正 誤)・・・この限りではありません。  正)・・・この限りではありません。
2009.11.6	第22条 修正 誤)利用者が通話中に、利用者が新たに電話着信したとき、利用者に対して新規着信があることを音で知らせます。利用者は電話受話器のフックを押下することで、通話相手着信者を切り替えて通話することができます。  正)利用者が通話中に、第三者から新たに電話着信したとき、利用者に対して新規着信があることを音で知らせます。利用者は電話受話器のフックを押下することで、通話相手を切り替えて通話することができます。
2009.11.6	第24条 設定変更料金について追記 当社は本サービスを利用する利用者の要望により、サービス設定の変更要請を受け、その設定変更を行います。サービス設定変更を行う場合は、第29条(料金の支払い義務)に規定されている、変更料が別途発生します。

2009.11.6	別紙1注意書きに以下追加。 ※船舶電話への通話は他社設定の料金になります。
2010.4.5	第7条2項 【別紙4】発信不可番号を追加
2010.4.5	第19条2項 当社指定の付加サービスを追加
2010.4.5	第28条 付加サービス利用料 追加
2010.4.5	第29条1項 付加サービス利用料 追加 第29条3項 当社指定の付加サービスと修正
2010.4.5	別紙1 料金表 第3 付加サービスにオプションサービスパック追加
2010.4.5	別紙4 発信不可番号 追加
2010.4.5	第20条 第22条 第23条 別紙1 料金表 第3 付加サービス サービス名称の変更(詳細は以下の通り) 「発信電話番号表示」を「着信番号表示」に変更 「割込電話」を「キャッチ通話」に変更 「割込電話番号表示」を「キャッチ通話 番号表示」に変更
2010.7.26	第6条 サービスの種類 サービス種類の変更(詳細は以下の通り) 「国内固定電話宛通信」を「国内固定電話着信通信」に変更 「携帯電話宛通信」を「携帯電話着信通信」に変更 「PHS宛通信」を「PHS着信通信」に変更
2010.9.1	第3条 用語の定義 対象インターネット接続サービスの用語の意味の変更 ※2010年9月1日にGyaO 光ブランド変更に伴い、下記名称へブランド変更を行いました。 (ア) GyaO 光(当社が提供するインターネット接続サービス)をspaaqs 光(当社が提供するインターネット接続サービス)に変更 (イ) Qit 光 マンション全戸一括タイプ(当社が提供するインターネット接続サービス)を追加
2010.10.1	別紙4 以下修正 誤:115 時報受付 正:115 電報受付
2010.11.6	第17条 利用者が行う本サービスの廃止 1項修正 第19条 利用開始日と最低利用期間 1項、2項修正 第30条 基本利用料、付加サービス利用料、専用アダプタレンタル料およびユニバーサルサービス料の計算方法 3項修正

2011.2.1	ユニバーサルサービス料の変更(詳細は以下の通り) 「8.4円」を「7.35円」に変更
2011.9.1	(事業一部譲受けについて) 平成23年9月1日より株式会社U'sISPサービスから株式会社当社へ、個人向けISP(インターネットサービスプロバイダー)事業、個人向けインターネット接続サービス事業およびこれらに関連する個人向けサービスに付帯する IP電話等のオプションサービス事業が譲受されました。それに伴い、関連する文言を変更しました 第35条 損害賠償 2項を削除
2012.1.1	ユニバーサルサービス料の変更(詳細は以下の通り) 「7.35円」を「5.25円」に変更
2012.1.27	(協定事業者の追加について) 第1条3項を追加 第3条の”対象インターネット接続サービス”に(エ)を追加 (その他変更) 第30条7項を追加 第31条5項を追加
2012.3.1	第3条の”対象インターネット接続サービス”に(オ)を追加

【別紙1】

料金表

第1 基本利用料(月額)

単位	料金額
1電話番号ごとに	385円

第2 専用アダプタレンタル料(月額)

単位	料金額
1専用アダプタごとに	525円

第3 付加サービス利用料(月額)

付加サービス	料金額
着信番号表示(NTTのナンバーディスプレイ相当)	420円
キャッチ通話(NTTのキャッチフォン相当)	315円
キャッチ通話 番号表示(NTTのキャッチフォン・ディスプレイ相当)	105円
オプションサービスパック(上記3つのパックサービス) 当社指定(最低利用期間適用)付加サービス	630円

第4 手数料(初期費)

単位	料金額
番号ポータビリティ手数料(1電話番号ごとに)	2,100円
事務手数料	3,150円

第5 罰則金(初期費)

単位	料金額
専用アダプタの返還を行わない場合、毀損、亡失	21,000円

## 第6 従量料金額

### 1 網内通信に係るもの

無料 ※UCOM 光電話に限る

### 2 国内通信に係るもの

区分	料金額
国内固定電話着信通信	3分までごとに8.4円

### 3 携帯電話着信通信に係るもの

区分	料金額
携帯電話着信通信	1分までごとに16.8円

### 4 PHS着信通信に係るもの

区分	料金額
PHS着信通信	1分までごとに10.5円
上記通信料金のほかに1通信ごとに	10.5円

### 5 国際通信に係るもの(非課税)

単位:円/1分までごとに

地域	地域(英文表記)	料金額
アフガニスタン	Afghanistan	76 円
アラスカ	Alaska	8 円
アルバニア共和国	Albania	47 円
アルジェリア民主人民共和国	Algeria	47 円
米領サモア	American Samoa	50 円
米領バージン諸島	American Virgin	20 円
アンドラ公国	Andorra	24 円
アンゴラ共和国	Angola	45 円
アンティグア・バーブーダ	Antigua	32 円
アルゼンチン共和国	Argentina	32 円
アルメニア共和国	Armenia	64 円
アルバ	Aruba	32 円
アセンション島	Ascension Island	80 円
オーストラリア	Australia	20 円

オーストリア共和国	Austria	30 円
アゼルバイジャン共和国	Azerbaijan	64 円
アゾレス諸島	Azores Islands	60 円
バハマ国	Bahama	32 円
バーレーン国	Bahrain	80 円
バングラデシュ人民共和国	Bangladesh	70 円
バルバドス	Barbados	32 円
ベラルーシ共和国	Belarus	64 円
ベルギー王国	Belgium	20 円
ベリーズ	Belize	32 円
ベナン共和国	Benin	80 円
バミューダ諸島	Bermuda	32 円
ブータン王国	Bhutan	70 円
ボリビア共和国	Bolivia	32 円
ボスニア・ヘルツェゴビナ	Bosnia	60 円
ボツワナ共和国	Botswana	72 円
ブラジル連邦共和国	Brazil	30 円
英領バージン諸島	British Virgin	40 円
ブルネイ・ダルサラーム国	Brunei	48 円
ブルガリア共和国	Bulgaria	55 円
ブルキナファソ	Burkina Faso	80 円
ブルンジ共和国	Burundi	70 円
カンボジア王国	Cambodia	48 円
カメルーン共和国	Cameroon	80 円
カナダ	Canada	8 円
カナリア諸島	Canarias Islands	30 円
カーボベルデ共和国	Cape Verde	75 円
ケイマン諸島	Cayman Island	32 円
中央アフリカ共和国	Central African	72 円
チャド共和国	Chad	72 円
チリ共和国	Chile	32 円
中華人民共和国	China	30 円
クリスマス島	Christmas Islands	60 円
ココス・キーリング諸島	Cocos Island	60 円
コロンビア共和国	Colombia	32 円
コモロ・イスラム連邦共和国	Comoros Islands	72 円
コンゴ共和国	Congo	71 円
コンゴ民主共和国	Congo (Zaire)	71 円
クック諸島	Cook Islands	70 円

コスタリカ共和国	Costa Rica	32 円
コートジボワール共和国	Cote D'Ivoire	80 円
クロアチア共和国	Croatia	55 円
キューバ共和国	Cuba	100 円
キプロス共和国	Cyprus	45 円
チェコ共和国	Czech Republic	45 円
デンマーク王国	Denmark	30 円
ジブチ共和国	Djibouti	71 円
ドミニカ共和国	Dominican Republic	32 円
東ティモール	East Timor	90 円
エクアドル共和国	Ecuador	32 円
エジプト・アラブ共和国	Egypt	75 円
エルサルバドル共和国	El Salvador	32 円
赤道ギニア共和国	Equatorial Guinea	72 円
エリトリア国	Eritrea	80 円
エストニア共和国	Estonia	39 円
エチオピア連邦民主共和国	Ethiopia	80 円
フェロー諸島	Faeroes	48 円
フォークランド諸島	Falkland Islands	70 円
フィジー共和国	Fiji Island	50 円
フィンランド共和国	Finland	23 円
フランス共和国	France	20 円
フランス領ギアナ	French Guiana	32 円
フランス領ポリネシア	French Poly	50 円
ガボン共和国	Gabon	70 円
ガンビア共和国	Gambia	71 円
グルジア	Georgia	64 円
ドイツ連邦共和国	Germany	20 円
ガーナ共和国	Ghana	70 円
ジブラルタル	Gibraltar	47 円
ギリシャ共和国	Greece	35 円
グリーンランド	Greenland	60 円
グレナダ	Grenada	32 円
グアドループ島	Guadeloupe	32 円
グアム	Guam	20 円
グアテマラ共和国	Guatemala	32 円
ギニア共和国	Guinea	70 円
ギニアビサウ共和国	Guinea-Bissau	100 円
ハイチ共和国	Haiti	75 円

ハワイ	Hawaii	8 円
ホンジュラス共和国	Honduras	70 円
香港	Hong Kong	20 円
ハンガリー共和国	Hungary	35 円
アイスランド共和国	Iceland	31 円
インド	India	80 円
インドネシア共和国	Indonesia	45 円
イラン・イスラム共和国	Iran	80 円
イラク共和国	Iraq	84 円
アイルランド	Ireland	20 円
イスラエル国	Israel	30 円
イタリア共和国	Italy	20 円
ジャマイカ	Jamaica	32 円
ヨルダン・ハシミテ王国	Jordan	79 円
カザフスタン共和国	Kazakhstan	64 円
ケニア共和国	Kenya	75 円
キリバス共和国	Kiribati	70 円
大韓民国	Korea	20 円
朝鮮民主主義人民共和国	Korea, North	90 円
クウェート国	Kuwait	80 円
キルギス共和国	Kyrgyzstan	64 円
ラオス人民民主共和国	Laos	48 円
ラトビア共和国	Latvia	64 円
レバノン共和国	Lebanon	80 円
レソト王国	Lesotho	70 円
リベリア共和国	Liberia	72 円
社会主義人民リビア・アラブ国	Libya	70 円
リヒテンシュタイン公国	Liechtenstein	30 円
リトアニア共和国	Lithuania	60 円
ルクセンブルク大公国	Luxembourg	35 円
マカオ	Macau	30 円
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	Macedonia	64 円
マダガスカル共和国	Madagascar	72 円
マデイラ諸島	Madeira Islands	39 円
マラウイ共和国	Malawi	71 円
マレーシア	Malaysia	30 円
モルディヴ共和国	Maldives	72 円
マリ共和国	Mali	47 円
マルタ共和国	Malta	48 円

マーシャル諸島共和国	Marshall Islands	52 円
マルチニーク島	Martinique	32 円
モーリタニア・イスラム共和国	Mauritania	72 円
モーリシャス共和国	Mauritius	70 円
マイヨット島	Mayotte	72 円
メキシコ合衆国	Mexico	35 円
ミクロネシア連邦	Micronesia	52 円
モナコ公国	Monaco	24 円
モンゴル国	Mongolia	48 円
モンテネグロ	Montenegro	55 円
モンセラット	Montserato	80 円
モロッコ王国	Morocco	70 円
モザンビーク共和国	Mozambique	80 円
ミャンマー連邦	Myanmar	48 円
ナミビア共和国	Namibia	72 円
ナウル共和国	Nauru	70 円
ネパール王国	Nepal	76 円
オランダ王国	Netherlands	20 円
オランダ領アンティール	Netherlands Antilles	32 円
ニューカレドニア	New Caledonia	52 円
ニュージーランド	New Zealand	25 円
ニカラグア共和国	Nicaragua	32 円
ニジェール共和国	Niger	70 円
ナイジェリア連邦共和国	Nigeria	80 円
ニウエ	Niue	80 円
ノーフォーク島	Norfolk Island	60 円
スペイン領北アフリカ	North Africa	60 円
ノルウェー王国	Norway	20 円
オマーン国	Oman	80 円
パキスタン・イスラム共和国	Pakistan	70 円
パラオ共和国	Palau	70 円
パナマ共和国	Panama	32 円
パプアニューギニア	Papua New Guinea	70 円
パラグアイ共和国	Paraguay	60 円
ペルー共和国	Peru	32 円
フィリピン共和国	Philippines	30 円
ポーランド共和国	Poland	40 円
ポルトガル共和国	Portugal	35 円
プエルトリコ	Puerto Rico	40 円

カタール国	Qatar	84 円
レユニオン	Reunion Island	70 円
ルーマニア	Romania	60 円
ロシア連邦	Russia	45 円
ルワンダ共和国	Rwanda	72 円
サイパン	Saipan	30 円
サンマリノ共和国	San Marino	48 円
サントメ・プリンシペ民主共和国	Sao Tome & Principe	100 円
サウジアラビア王国	Saudi Arabia	80 円
セネガル共和国	Senegal	80 円
セルビア	Serbia	55 円
シエラレオネ共和国	Sierra Leone	80 円
シンガポール共和国	Singapore	20 円
シント・マールテン	Sint Maarten	32 円
スロバキア共和国	Slovak Republic	45 円
スロベニア共和国	Slovenia	47 円
ソロモン諸島	Solomon Island	70 円
ソマリア民主共和国	Somalia	100 円
南アフリカ共和国	South Africa	72 円
南スーダン共和国	South Sudan	71 円
スペイン	Spain	30 円
スリランカ民主社会主義共和国	Sri Lanka	75 円
サンピエール島・ミクロン島	St. Pierre & Miquelon	40 円
セントクリストファー・ネイビス	St.Christopher&Nevis	80 円
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	St.Vincent&Grenadines	32 円
スーダン共和国	Sudan	71 円
スリナム共和国	Suriname	80 円
スワジランド王国	Swaziland	45 円
スウェーデン王国	Sweden	20 円
スイス連邦	Switzerland	23 円
シリア・アラブ共和国	Syrian Arab	84 円
台湾	Taiwan	30 円
タジキスタン共和国	Tajikistan	60 円
タンザニア連合共和国	Tanzania	80 円
タイ王国	Thailand	45 円
トーゴ共和国	Togo	79 円
トケラウ諸島	Tokelau	80 円
トンガ王国	Tonga	52 円
トリニダード・トバゴ共和国	Trinidad & Tobago	32 円

チュニジア共和国	Tunisia	70 円
トルコ共和国	Turkey	45 円
トルクメニスタン	Turkmenistan	64 円
タークスおよびカイコス諸島	Turks&Caicos	32 円
ツバル	Tuvalu	70 円
ウガンダ共和国	Uganda	50 円
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	UK	20 円
ウクライナ	Ukraine	50 円
アラブ首長国連邦	United Arab	50 円
ウルグアイ東方共和国	Uruguay	32 円
アメリカ合衆国(アラスカおよびハワイを除きます。)	USA	8 円
ウズベキスタン共和国	Uzbekistan	64 円
バヌアツ共和国	Vanuatu	80 円
バチカン市国	Vatican	20 円
ベネズエラ共和国	Venezuela	32 円
ベトナム社会主義共和国	Vietnam	48 円
サモア独立国	Western Samoa	52 円
イエメン共和国	Yemen Arab	84 円
ザンビア共和国	Zambia	70 円
ジンバブエ共和国	Zimbabwe	70 円
インマルサット-B	Inmarsat-B	300 円
インマルサット-M	Inmarsat-M	360 円
インマルサット-ミニ M	Inmarsat-MiniM	209 円

## 6 電話番号案内に係るもの

1電話番号等案内ごとに115.5円

## 第7 ユニバーサルサービス料

単位	料金額
1電話番号ごとに月額	5.25円
備考	
1 ユニバーサルサービス料とは、事業者法第7条に規定されている基礎的電機通信役務(以下、「ユニバーサルサービス」といいます。)の提供を確保する為に利用者が負担する料金をいいます。	
2 ユニバーサルサービス料は、社団法人電気通信事業者会(以下、「協会」といいます。)が算出し、総務省に認可された額に基づきます。	
3 利用者が負担するユニバーサルサービス料は、協会を通じてユニバーサルサービス提供事業者として指定されている東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社に支払われます。	

※この【別紙1】料金表に規定する料金額は、全て消費税を加算した額とします。(国際通信に関わる料金は非課税)

※第29条第2項の規定に基づき、利用者は、この【別紙1】料金表に規定する料金以外の料金の支払いを要する場合があります。

※船舶電話への通話は他社設定の料金になります。

## 【別紙2】

### 番号ポータビリティについて

#### 第1 NTT 東日本・NTT 西日本の電話番号を継続してご利用される(番号ポータビリティを申し込む)場合

- 1 NTT 電話回線(加入電話/INS ネット64等)をお使いのお客様が、本サービスに番号ポータビリティでお申込みされますと、NTT 電話サービス等のご利用は終了となります。
- 2 番号ポータビリティお申込みにあたっては、お客様、NTT 加入電話の契約者(名義人)の同意が必要となります。
- 3 電話加入権の扱いについて
  - ・「NTT 加入電話」または「INS ネット64」いずれかでご利用されている場合、本電話サービスへの加入で電話加入権は「利用休止」となります。
  - ・「NTT 加入電話・ライトプラン」または「INS ネット64・ライト」いずれかでご利用されている場合、本サービスへのご加入で「解約」となります。
  - ・NTT 電話加入の休止に伴い、NTT 東日本・NTT 西日本より休止連絡票(「利用休止のお知らせ」)がお客様に送付されます。
  - ・NTT 電話加入権の利用休止期間は原則5年間です。お客さまの申請により6年目以降の休止期間延長が可能ですが、延長手続きを行わない場合は更に5年間経過した時点でNTT電話加入権は失効となりますのでご注意ください。
- 4 NTT 電話サービスのご利用終了にあたり、工事費2,000 円(2,100 円税込)がNTT 東日本・NTT 西日本より請求されます。
- 5 「利用休止」または「解約」に関するNTT 東日本・NTT 西日本への手続きについては、本サービスに切り替わった後、自動的に執行となります。(切り替わる前にお客様ご自身で解約手続きをされますと、切り替えができなくなりますのでご注意ください。)
- 6 NTT 電話加入の休止に伴い、NTT 東日本・NTT 西日本より休止連絡票(「利用休止のお知らせ」)がお客様に送付されます。
- 7 NTT 電話加入権の利用休止期間は原則5年間です。お客さまの申請により6年目以降の休止期間延長が可能ですが、延長手続きを行わない場合は更に5年間経過した時点でNTT電話加入権は失効となりますのでご注意ください。
- 8 NTT 電話サービス等に関する契約者情報(本人性確認結果・質権の設定または差押えの有無・提供可否確認結果および提供不可理由などにかかわるもの)をNTT 東日本・NTT 西日本が当社に対して提供することについて、お申込者(お申込者と電話契約者が異なる場合には、お申込者および電話契約者)に同意いただきます。
- 9 本サービスへの番号ポータビリティに際し、NTT 東日本・NTT 西日本より連絡がある場合がございます。
- 10 NTT 電話サービス等からの切替えに際し、NTT 東日本・NTT 西日本は、同社のサービスを以下のとおり取扱います。その他の取扱いをご希望、お問合せは、NTT 東日本・NTT 西日本の116 番にご連絡ください。
  - ・本サービスへ切替える電話サービス等回線において代表番号サービス/ダイヤルインサービス/i・ナンバーサービスをご利用されている場合、それらサービス等につきましては、切替える電話サービス等回線以外の電話番号分も含めすべて廃止となります。

・本サービスへ切替える電話サービス等回線以外の回線でB フレッツ/フレッツ・ADSL 専用型等をご契約されている場合で、本サービスへ切替える電話サービス等回線が当該サービスに係る料金の課金先電話番号となっている場合、NTT 東日本・NTT 西日本から発行されるB フレッツ/フレッツ・ADSL 専用型等の請求は電話料金の請求とは別になる場合があります。

#### 11 番号ポータビリティの提供条件

・NTT 東日本・NTT 西日本が提供する一般加入電話(電話サービス)およびISDN(総合デジタル通信サービス)であること。または、NTT 東日本・NTT 西日本の一般加入電話およびISDNからの番号ポータビリティにより、【別紙3】UCOMが定める他通信事業者をご利用中であること。  
・ご利用電話番号、およびご利用場所(端末設置場所)に変更がないこと。

※番号ポータビリティをご利用いただけない場合は当社より新しい電話番号を発行させていただきます。ただし、他社への番号ポータビリティはできません。

・ピンク電話・共同電話・支店代行電話・公衆電話・臨時電話でご利用中の回線の番号ポータビリティはお申込みできません。

12 NTT 東日本・NTT 西日本から通信機器端末(フレッツADSL モデム、黒電話等)をレンタル中の場合は、返却または買取りのお手続きが必要となりますので、NTT 東日本・NTT 西日本の116番に速やかにご連絡ください。

13 フレッツ・ISDN/フレッツ・ADSL でご利用中の各インターネットサービスプロバイダ(以下、ISP といいます)との契約、他社が提供するADSL サービスおよびお申込み電話番号に付随する各種割引サービスは解約となりません。定額料が発生する場合がございますので、各ISP・通信事業者に解約の手続きを行なってください。

14 ご移転先でのご利用の場合、必ずご移転先でのNTT 加入電話のご契約および開通工事を完了させてください。なお、当社の発行する電話番号を使用することは可能です。

## 第2 NTT 以外の電話サービスをご利用の場合

1 NTT 東日本・NTT 西日本の電話番号を番号ポータビリティして、NTT 以外の他社電話サービスをご利用中のお客様が、本サービスの番号ポータビリティをお申込される場合、現在ご利用中の他社電話サービスによっては、一旦NTT 加入電話に切り替えていただく場合がございます。

2 電話サービス以外にインターネットや映像サービスをご利用の場合は、本サービスに切り替わった後、お客様ご自身で解約手続きを行なってください。

3 NTT 東日本・NTT 西日本以外の事業者から発行された電話番号により、他社電話サービスご利用中のお客様が、本サービスの番号ポータビリティをお申込される場合、当社からの新規電話番号発行か、一旦NTT加入電話に切り替えていただく場合がございます。

**【別紙3】****UCOMが定める他事業者**

No.	事業者名
1	ZIP Telecom株式会社
2	株式会社ケイ・オプティコム
3	ソフトバンクテレコム株式会社
4	中部テレコミュニケーション株式会社
5	KVH株式会社
6	KDDI株式会社
7	株式会社STNet
8	東北インテリジェント通信株式会社
9	九州通信ネットワーク株式会社
10	フュージョン・コミュニケーションズ株式会社
11	ジェイコムグループ
12	NTTコミュニケーションズ株式会社
13	NTT東日本〔ひかり電話〕
14	NTT西日本〔ひかり電話〕

【別紙4】

発信不可番号

番号	説明	番号	説明	番号	説明
001Y(Y=0~9)	KDDI	060	eコール	143	ファクシミリボックス(Fネット)
0030	ZIP Telecom	0130	マスコリングサービス	144	迷惑電話おこわり
0031	アイ・ピー・エス	0140	災害復旧用無線電話	145	キャッチホン2
0032	アイ・ピー・エス	0150	自動船舶電話	146	キャッチホン2
003Y(Y=3~5)	NTTコミュニケーション	0160	衛星通信災害用	147	ボイスワープセレクト/なりわけサービス
0036	NTT東日本	0170	伝言ダイヤル	148	非通知着信拒否
0037.0038	フュージョン・コミュニケーションズ	0180	テレゴン/テレドーム	149	DDX-TP(第2種バケット交換サービス)
0039	NTT西日本	0190	番号案内	151	メンバーズネット
004Y(Y=1~5)	ソフトバンクテレコム	0450	自動船舶電話	152	メンバーズネット
0046	ソフトバンクモバイル	0570	ナビダイヤル等統一番号サービス	159	あいたらお知らせ
005Y(Y=1~7)	KDDI	0750	自動船舶電話	161	Fネット
006Y(Y=1~3.5.6)	ソフトバンクテレコム	0910	公専接続	162	Fネット
0070	KDDI	0990	ダイヤルQ2	163	DDX-TP(第2種バケット交換サービス)
0071	ペライゾンジャパン	100	100番通話	164	DDX-TP(第2種バケット交換サービス)
0072	ペライゾンジャパン	102	非常・緊急扱い通話	165	メール送受信
0073	安子の電話	106	コレクトコール(コミュニケーター扱い)	166	ビデオテックス接続
0074	安子の電話	107	新幹線列車通話	167	DDX-TP(第2種バケット交換サービス)
0077(x=0~9)	KDDI	108	自動コレクトコール	168	ボイスメール
0080	Tシステムズ・ジャパン	111	線路試験受付	169	DDX-TP(第2種バケット交換サービス)
0081	フュージョン・コミュニケーションズ	112	共同加入者受付	171	災害用伝言ダイヤル
0082	フュージョン・コミュニケーションズ	113	故障受付	178	オフトーク
0083	ソフトバンクテレコム	114	お話し中調べ	179	キャブテシシステム
0084	ソフトバンクテレコム	115	電報受付	181	ID通知サービス
0086	QINet	116	営業受付	189	ダイヤルQ2
0088	ソフトバンクテレコム	117	時報	#ダイヤル	ダイヤル頭が#
0089	Tシステムズ・ジャパン	121	クレジット通話サービス	*ダイヤル	ダイヤル頭が*
00XY	上記以外の00XYが出来ても基本的に接続不可	122	固定優先解除		
009120	プラステル	123	可聴式料金即知		
009121	プラステル	124	親展通話(Fネット)		
009130	NTTドコモ	125	でんわ会議		
009155	NTT-ME	126	着信課金(Fネット)		
009156	NTT-ME	127	ファクシミリ伝言(Fネット)		
009177	ソフトバンクBB	131	第1種バケット交換サービス		
009180	スピーディア	132	第1種バケット交換サービス		
009181	関西コムネット	133	第1種バケット交換サービス		
009191	ぷららネットワークス	134	ダイヤルQ2パスワード		
009192	ぷららネットワークス	135	特定番号通知機能		
009198	ソフトバンクBB	136	メンバーズアクセス		
009199	NTT-ME中国	141	でんわばん/二重番号サービス		
020	発信者課金ボケベル	142	ボイスワープ		